

平成 27 年度 第 2 回石狩市男女共同参画推進委員会 議事録

日時 平成 27 年 11 月 5 日 (木) 18 時 00 分～20 時 00 分

場所 石狩市役所 3F 庁議室

議事次第

◇開会

◇委員長挨拶

◇議事

<協議事項>

1 第 3 次石狩市男女共同参画計画案について

◇その他

事務局より事務連絡

◇閉 会

出席者

役 職	委 員		職 員 (事務局)			
	氏 名	出欠	所 属	役職	氏 名	出欠
委員長	阿部 包	○	環境市民部	部長	新岡 研一郎	○
副委員長	高田 良次	○	広聴・市民生活課	課長	田村 奈緒美	○
委 員	岩田 眞智子	○		主幹	吉田 雅人	○
	安部 紀江	×		主任	山本 健太	○
	佐藤 弘美	○		主事	瀧坪 真里依	○
	荒川 よし子	○				
	築田 純子	×				
	阿部 文子	○				
	草島 猛	×				
	工藤 美和子	○				
	袴田 律子	○				
若林 厚一郎	○					

傍聴者 0 名

## ◇開会

【事務局（田村課長）】

みなさまこんばんは。

阿部委員長が所用により少し遅れますが、お時間になりましたので、これより平成 27 年度第 2 回石狩市男女共同参画推進委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は、安部委員と築田委員の 2 名で、草島委員はまだお見えになっていない状況でございます。

本日の資料は、事前に配布させていただきました【資料 1】第 3 次石狩市男女共同参画計画案、それから本日配布させていただきました【資料 1-1】第 3 次石狩市男女共同参画計画【概要版】となります。

本日の会議は 2 時間を予定しておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、阿部委員長が来るまでの間、高田副委員長に進行をお願いしたいと思います。

## ◇委員長挨拶

【高田副委員長】

みなさんこんばんは。

阿部委員長が来るまでの間、代わりに進行させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

## ◇議事

### <協議事項>

#### 1 第 3 次石狩市男女共同参画計画案について

【高田副委員長】

それでは、議事に入ります。

第 3 次石狩市男女共同参画計画案について、事務局から説明をお願いします。

【事務局（山本主任）】

それでは、私から第 3 次石狩市男女共同参画計画案についてご説明します。

資料は【資料 1 第 3 次石狩市男女共同参画計画案】、【資料 1-1 第 3 次石狩市男女共同参画計画【概要版】】になります。

第 3 次計画は、これまで培ってきた男女共同参画の視点を継承し、石狩市における更なる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進していく計画になります。

それでは、目次をご覧ください。

この計画は、1 ページの第 1 章「計画の策定にあたって」から、31 ページの第 5 章「計画の推進体制」までの構成となっています。

まず、1 ページから 3 ページまでの第 1 章では計画策定の趣旨について記載しています。

1 ページでは、この計画が国の男女共同参画の取り組みと連動し、石狩市においても平成 12 年度から取り組みを行っていることを記載しています。

2 ページでは、計画期間が平成 28 年度から平成 32 年度の 5 年間であること、男女共同参画社会基本法に係る「市町村男女共同参画計画」と、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に係る「市町村基本計画」、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に係る「市町村推進計画」を一体とした計画であること、また、上位計画である石狩市総合計画や、各部所管の個別

計画と連携することを記載しています。

3 ページでは、計画の策定体制について記載しています。

つぎに、4 ページから 12 ページまでの第 2 章では石狩市における男女共同参画に関する現状と課題について記載しています。

4 ページから 11 ページでは、平成 26 年度第 2 回会議でご報告しました市内在住の 20 歳以上の男女 1,100 人を対象に平成 26 年 8 月から 9 月にかけて実施した市民調査の結果を記載しています。

5 ページでは、男女平等に関する意識について記載しています。

グラフから分かるとおり、一番高かった 20 代で 45.4%、一番低かった 70 代で 23.3%と全ての年代で半数以下という結果でしたので、年代を問わずまだまだ低いことが分かりました。

6 ページから 7 ページでは、男女の役割分担や家庭生活について記載しています。

ここでは、「男は仕事、女は家庭」という考え方に、女性と男性で意識に大きな差があることが分かりました。

また、家事や育児について、「主に女性」と回答した人がいるのに対し、「主に男性」と回答した人はほとんどいませんでした。

7 ページでは、家庭生活について、家事の各項目を実際に誰が従事しているかについて記載しています。

8 ページと 9 ページでは、ワーク・ライフ・バランスについて記載しています。

ここでは、ライフスタイルについて、女性男性とも「仕事と家庭生活をどちらも優先すること」を希望しているが、現実には女性が「家庭生活」を、男性が「仕事」を優先しているため、希望と現実にはギャップが生じていることが分かりました。

9 ページでは、ワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なことについて記載しています。

10 ページから 11 ページでは、DV に関するさまざまなことについて記載しています。

ここでは、暴力行為について、叩くなどの身体的な暴力についての認識は 70%以上と高い一方、無視をするなどの精神的な暴力についての認識は 50%以下と低いことがわかりました。

11 ページでは、DV を受けた時に相談しなかった人が約 50%、相談窓口を知らなかった人が約 60%と認識が低いことについて記載しています。

12 ページでは、前回の会議でご承認いただいた、第 2 次計画の 9 つの成果指標の進捗状況について記載しています。

つぎに、13 ページから 16 ページでの第 3 章では計画の基本的な考え方について記載しています。

13 ページでは、第 2 次計画までに培ってきた男女共同参画の視点を継承する観点から、「男女平等の確立」と「自立社会の形成」を引き続き基本理念と位置づけることを記載しています。

14 ページでは、基本理念を実現するための 3 つの基本目標について記載しています。

15 ページでは、皆様からいただいた提言書をもとに、計画の重点施策として「若年層への啓発」と「ワーク・ライフ・バランスの推進」を位置づけることを記載しています。

16 ページでは、計画の体系について記載していますが、ここは第 2 次計画から大きく変わった点になります。

第 2 次計画の「基本目標Ⅱ あらゆる分野への男女共同参画の促進」と「基本目標Ⅲ 就業における男女共同参画の促進」を統合し、第 3 次計画では「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画社会の推進」とし、女性活躍推進とワーク・ライフ・バランスを推進する項目としています。それから、第 2 次計画の「基本目標Ⅳ 自立を支える社会環境の整備」の子育てと介護の施策、「基本目標Ⅴ 生涯にわたる健康支援」の健康支援施策については、保健福祉部所管の個別計画でそれ

ぞれ推進しているため、第3次計画では削除しています。

そして、第3次計画では、新たに「基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり」として、ワーク・ライフ・バランスの観点からの子育てと介護、DV対策を推進する項目としました。

以上のように、各部所管の個別計画との住み分けを意識し、施策事業数をスリム化しました。

つぎに、17ページから30ページまでの第4章では関連施策部分について記載しています。

現行の第2次計画を基に関係各課にヒアリングを行い、現状に合った施策事業名や概要への修正や新規事業の追加などを精査し記載しています。

17ページから20ページは「基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現をめざす意識づくり」について記載しています。

17ページと18ページでは、第2次計画同様、市民一人ひとりが自らの問題と捉え意識を高めていけるよう、広報啓発活動、意識調査、また市職員の意識づくりなどの取り組みを実施することを記載しています。

19ページと20ページでは、重点施策に位置づけた若年層への啓発についての項目を記載しています。具体的には、人権教室や学習指導要領に沿った学習、キャリア教育などの学校内での取り組みを引き続き実施することについて記載しています。

更には、子どもを取り巻く関係者である保護者や教職関係者への意識啓発も実施していきます。

21ページから25ページは「基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進」について記載しています。この項目は、8/28に成立した女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の係る「市町村推進計画」として位置づけ、女性活躍についての基本的な考え方と施策の方向性について記載しています。

22ページでは、政策・方針決定過程への女性の参画促進について、市役所内部においては、審議会への女性委員の登用や管理監督職への女性職員の登用について、数値目標を掲げ取り組んでいくこと、企業・地域社会においては、構成団体への働きかけや実体を把握することを記載しています。

23ページでは、雇用の場における男女平等について、労働環境の整備や女性の参画支援、性別によらない多様な職業選択についての取り組みについて記載しています。

24ページでは、重点施策に位置づけたワーク・ライフ・バランスの推進についての項目を記載しています。

ワーク・ライフ・バランスの項目は大きく分けて「家庭生活」「地域社会」「企業」の3つに分けています。

まず「家庭生活」では、意識改革として9ページのワーク・ライフ・バランスを実現するために必要なことの調査結果であがっていた項目についての周知啓発を実施していきます。

「地域社会」では、固定的性別役割意識を解消できるような講座開催及び周知啓発を実施していきます。

「企業」では、子育て支援などの各種制度情報やさまざまな働き方について周知啓発を実施していきます。

26ページから30ページは「基本目標Ⅲ 男女がともに安心して暮らせる環境づくり」について記載しています。

26ページと27ページの子育てと介護の部分については、保育サービスやひとり親支援、介護サービスなどの項目については、保健福祉部所管の個別計画で推進されているため削除し、第3次計画では、男女共同参画の視点からの子育てと介護について、主に広報・啓発活動と情報提供について実施していきます。

28 ページから 30 ページでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に係る「市町村基本計画」と位置づけ、切れ目のない DV 対策の推進についての基本的な考え方と施策の方向性について記載していきまして、重点施策に位置づけた若年層への啓発についての項目になります。具体的には、女性に対する暴力をなくす運動期間に実施しているパネル展や各種啓発を引き続き実施することについて記載しています。

また、11 ページの DV 被害の相談、相談窓口の認識の調査結果からも分かるとおり、DV についてはまだまだ認識が低いため、相談窓口の周知の強化や関係機関との連携による相談体制の充実を実施していきます。

最後に、31 ページと 32 ページの第 5 章では計画の推進体制について記載しています。

31 ページでは、審議会である男女共同参画推進委員会と市長を会長とした行政職員で構成された男女共同参画行政推進会議で、施策事業について評価・検証をし、毎年度 PDCA サイクルによる進捗管理を実施ししていくことについて記載しています。

32 ページでは、計画の達成状況を把握するために設定した成果指標を記載しています。

こちらは、第 2 次計画で 9 つあった指標を 5 つに絞っていて、内訳は、重点施策に関するものが 2 つ、女性活躍推進法に関するものが 2 つ、DV 防止法に関するものが 1 つとなっています。

「Ⅰ「男女共同参画社会」という用語の周知度」、「Ⅱ-3「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度」、「ⅢDV にあたる行為を認識している市民の割合」については、第 2 次計画での実績値がそれぞれ 100%に遠く満たない数値となっていますが、男女共同参画社会の実現のためには、市民一人ひとりが自らの問題と捉え意識を高めていく必要があると考えているため、全ての人を知っていただけないという観点から 100%と設定したものです。

また、「Ⅱ-1 市の審議会等委員に占める女性の割合」については、第 2 次計画で目標達成に至っていないことと、国からの要請数値であることを鑑み、引き続き 40%と設定しました。

「Ⅱ-2 市役所の管理・監督職（主査職以上）に占める女性の割合」については、国からの要請数値は 2020 年までに 30%であります。第 2 次計画で達成に至っていないことと、現在いる女性職員数を維持したまま平成 32 年度に管理監督職になり得る比率を計算した結果 20%が妥当と判断したため 20%と設定しました。

第 3 次石狩市男女共同参画計画案についての説明は以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【阿部委員長】

遅れて申し訳ございません。

それでは議事に入りたいと思います。

ご質問やご意見がある方はお願いします。

#### 【阿部委員】

啓発活動について、今より更に広報の活用を検討してみてもどうかと思いました。

例えば特集を組むなど、もっとピーアールすると良いと思います。

#### 【阿部委員長】

広報は市民の方が目にする機会が多いですからね。

事務局いかがでしょうか。

**【事務局（山本主任）】**

広報での周知については、6月の男女共同参画週間や11月の女性に対する暴力をなくす運動週間において、特集を組んで周知しているところですが、今後も継続していくことと、更なる広報の活用について検討してまいります。

**【阿部委員長】**

広報を良く見る世代とインターネットやフェイスブックなどを良く見る世代があると思います。

**【事務局（山本主任）】**

情報の取得の仕方は世代によってさまざまですので、広報などのペーパー情報とインターネットなどのデジタル情報のどちらが欠けてもいけないと思いますので、双方向で周知していきたいと思えます。

**【高田副委員長】**

16ページの体系の部分ですが、第2次で5つあった基本目標を第3次では3つに絞ったということでしたね。

子育てや介護などの施策については所管部の個別計画で推進しているので、項目を削除したということでしたが、削除した項目は今までも各所管で推進していたのでしょうか、それとも、新しく推進することになったのでしょうか。

**【事務局（山本主任）】**

削除した子育てや介護、健康支援の項目については、今までも各所管で推進してきています。

これまで、これらの項目を男女共同参画計画に掲載していた背景ですが、石狩市において男女共同参画計画がスタートした平成12年当初は、まだまだ男女平等という意識が社会全体に浸透していなかったため、計画にさまざまな施策を掲載することで男女共同参画の視点を意識してもらうという狙いがありました。

それから15年が経過し、男女共同参画の意識が高まってきたことと、第3次計画では実際に実行していく内容を充実させたうえでスリム化を図るということとしたため削除しました。

**【高田副委員長】**

分かりました、ありがとうございます。

もう一点お伺いします。

DV相談窓口の周知についてですが、石狩市の窓口の他に、北海道や札幌市など窓口がたくさんありますので、個人が相談したい時にどこに相談していいのかわからなくなってしまうような気がします。

**【阿部委員長】**

相談窓口がたくさんあると、自分の問題がどこの相談窓口の内容になるのかわかりづらくなるということですね。

相談のしやすさについての方策はありますか。

【事務局（山本主任）】

相談窓口の周知については、11月12日からの女性に対する暴力をなくす運動パネル展において、具体的にDVに関する相談は石狩市広聴・市民生活課、性犯罪に関する相談は札幌市の専門機関、ストーカー行為に関する相談は警察といったように、分かりやすく表示するよう工夫をしたところでした。

今後についても、同様に周知してまいります。

【岩田委員】

第2章の石狩市における男女共同参画の現状と課題の市民調査の結果のところ、5ページの男女平等に関する意識のところ、意識が一番高い20代で45.4%、一番低い70代で23.3%というように年代で差があることですか、6ページの男女の役割分担や家庭生活の中で男性と女性の意識に大きな差があることが課題だと思います。

石狩市でも、ワーク・ライフ・バランスについていろいろな事業を考えていると思いますが、札幌市男女共同参画センターでは、男性を対象にした事業、例えば料理教室などを男女共同参画意識を高める事業として実施していました。

最近テレビなどでも、さまざまな年代を対象にしたワーク・ライフ・バランスイベントについて報道されていますので、石狩市の特性を生かした男性を対象にした事業を取り入れていくと意識が高まっていくと思います。

【阿部委員長】

石狩市においても男性を対象にした事業を実施していると思いますが、もっと広まっていくといいですね。

【事務局（山本主任）】

現在もおやじの料理教室やイクメン事業を実施しています。

第3次計画では、ワーク・ライフ・バランスの推進を重点施策に位置づけていますので、所管部と連携しながら推進していきたいと思っています。

【佐藤委員】

札幌市では、おやじの料理教室などは町内会単位で実施していたりするのですが、石狩市ではどのような単位で実施していますか。

【事務局（山本主任）】

町内会や団体単位ではなく一般市民を対称にすることが多いです。

【佐藤委員】

石狩市は南北に広いので、いろいろな所で実施できると効果的だと思います。

【阿部委員長】

退職前後の年代は比較的参加しやすいと思いますが、40代くらいが一番関わりが低いと思います。

30代以下の年代は生活の中で見につけている人が多いと思いますので、そういった対象年代から考えるのも効果的でしょうね。

**【事務局（田村課長）】**

町内会単位での実施に関しては町内会組織との協議が必要になりますが、町内会館には調理室がありますので、今後実現できるかもしれません。

**【佐藤委員】**

私の実体験から意見させていただきます。

仕事をしていくうえで困ったことは、子どもが保育園と小学校に通っている間の放課後の預かりでした。

このことについての対策があれば女性が安心して働けますし、活躍にもつながると思います。

**【事務局（田村課長）】**

今年4月施行の子ども・子育て支援新制度において、小学6年生まで放課後児童クラブで預かってもらうことができるようになりました。

この施策は保健福祉部子育て支援課の子ども・子育て支援計画で推進されています。

男女共同参画の視点からは女性の働きやすい環境整備の観点から推進していくべき施策だと考えています。

**【阿部委員長】**

制度が整備されると物事は進んでいくのでしょうか。

その他はございますか。

**【高田副委員長】**

啓発の推進に関してですが、市役所内に北海道新聞の記者室があるのですから、もっと積極的に厚田区と浜益区を含めて地域のことを周知してもらえよう働きかけてほしいと思います。

**【阿部委員長】**

重要なお指摘だと思います。

インパクトといった点では、広報より新聞のほうがあると思います。

**【田村課長】**

新聞の宣伝効果は認識しております。

以前は意識調査の結果などが掲載されたこともありますので、今回、計画が出来上がりましたら、もっと売り込みをしていきたいと思います。

**【阿部委員】**

図書館まつり運営委員をしまして、先日の10月31日と11月1日に図書館まつりを開催しました。

まだ集計中なので、今年の来場者数は分かりませんが、去年は2日間で約6,000人の方に来場して

いただきました。

このように大きなイベントが新聞に掲載されず残念でした。

**【袴田委員】**

第2次計画から体系をスリム化し、子育てや介護のことは削除するということでしたが、子育てや介護に関しての市民意見は、どこで反映していくことになるのでしょうか。

**【事務局（田村課長）】**

子育てや介護について全く考えないということではなくて、男女共同参画の視点から考えていこうという計画になっていますので、もちろん、男女共同参画推進委員会の中でご発言いただいて結構です。

男女共同参画計画で推進していくことは反映していきますし、各所管で推進していくことはご意見を、私どもから各所管に伝えていくこととなります。

**【阿部委員長】**

男女共同参画推進委員会の範囲のことは会議の中で検討し、それ以外のことは伝えていただけるということですね。

**【袴田委員】**

安心しました。

**【阿部委員長】**

他にご意見がないようでしたら、成果指標についての議論に移りたいと思います。

「Ⅱ-2 市役所の管理・監督職（主査職以上）に占める女性の割合」は現実的に可能な割合が20%ということは先ほどの説明で分かりましたが、国民の男女比率から見ると、50%は言い過ぎかもしれませんが、40%くらいあってもいいのかなと思います。

石狩市役所として将来的に20%以上を目指すつもりでしたら、新規採用時の男女比率をあらかじめ女性を高く設定する方策も考えられると思います。

そうすることで、石狩市の名前が日本に知れ渡り、効果も上がっていくと思います。

**【事務局（田村課長）】**

30代以下の若い年代の女性職員数は以前と比べて非常に増えていますので、10年後には割合も上がっていくものと考えられます。

また、近年の新規採用時の男女比率は半数程度ですし、建設水道系の技術職にも女性職員を採用していますので、男女の差はなくなってきています。

**【高田副委員長】**

国は2020年までに30%を目標と設定していますので、石狩市が20%に設定しているのは、非常にがんばった数値だと思います。

【阿部委員長】

「Ⅱ-3 市の審議会委員等に占める女性の割合」も同様ですね。  
審議会の性質にもよりますので、全審議회를平均したら 40%ということでもいいと思います。

【岩田委員】

ワーク・ライフ・バランスの指標ですが、平成 26 年度実績値が 29.2%ですので、これをどうやって平成 32 年度に 100%に持っていくのか、何かお考えはありますか。

【事務局（山本主任）】

市民一人ひとりが自らの問題と捉えて意識を高めていくという観点から、全ての人が知っていなくてはならないという判断の元 100%と設定していますが、岩田委員がおっしゃるとおり、第 2 次計画での平成 27 年度目標の 50%に達していない現状がございますので、平成 32 年度目標に引き続き 50%を設定するのか、という議論もしていただければと思います。

【事務局（吉田主幹）】

100%と設定している指標は、アンケート調査で把握していこうと考えています。  
目指すべき姿を目標とするならば、当然 100%になるかと思いますが、施策の進捗を図る指標と考えた時には 100%が妥当かどうかは事務局でも悩んでいたところでしたので、ご意見をいただければと思います。

【阿部委員長】

100%は難しいのかもしれませんが、50%に設定するよりも 100%に設定したほうが、実績値は上がっていくものだと思いますので、この男女共同参画推進委員会では 100%を達成するための方策を考えて推進していくことがいいと思います。

【事務局（田村課長）】

まだ予算編成中ですので事務局案ということで聞いていただきたいのですが、成果指標の数値の測り方として、これまでは総合計画のアンケート調査の一項目としていたり、5 年に 1 回の男女共同参画に市民意識調査結果であったりしていたのですが、対象が絞りきれずはつきりしないことがありましたので、100%を設定した 3 つの項目につきましては、無作為抽出した 1,000 人を対象にアンケート調査を毎年実施しようと考えています。  
その中で、送付の際に用語の意味を周知する文書を同封するなどの工夫をしようと考えています。

【佐藤委員】

ワーク・ライフ・バランスという言葉は学校で教えているのでしょうか。

【事務局（山本主任）】

中学校の社会科の教科書で男女共同参画社会については触れられていますが、ワーク・ライフ・バランスという言葉は教科書には出てきていません。

【阿部委員長】

もうそろそろ教科書に出てきてもいい言葉だと思いますね。

【佐藤委員】

言葉ということに関連して、16 ページの体系図の基本理念の男女平等の確立ですが、男女平等になると細かいエリアで考える人もいますし、昔ながらの男女平等と受け取る人もいると思うので、男女平等について説明する文言を入れてほしいと思います。

【事務局（田村課長）】

男女平等の確立における男女平等の説明は、13 ページの基本理念の説明で記載しています。偏った価値観ではなく、男女の人権の観点からの男女平等ということで考えていますが、このような形ではいかがでしょうか。

【佐藤委員】

13 ページの説明を読むと男女平等について理解できますが、16 ページだけ見ると先ほど申したとおりの印象を持たれる可能性がありますので、説明があると分かりやすいし浸透しやすいと思います。

【阿部委員長】

男女平等という言葉は使う場面でいろいろな意味に受け取られるものです。例えば、男女平等でなければならないといった時に、日本社会では「女性も男性と同じように職に就けます。その代わり、男性同様に転勤もありますよ。」といったように、男性と平等なんだから当たり前と逆の意味に取られかねない現実があります。これでは女性固有の権利が奪われてしまいます。ですから、男女平等という言葉を使う時は本当に難しいと思います。ただ、この計画で男女平等の確立に代わりになる言葉となると、ちょっと見当たらないですね。

【事務局（新岡部長）】

確かにおっしゃられることは分かりますので、個人の人権ですとか、個性を生かすといったようなサブタイトルのような文言を入れる検討をさせていただくことも可能かと思います。

【佐藤委員】

現在、男女の区別は外性器ではなく脳で決まっていることが分かっています。私は高校で勤務しているのですが、健康診断の項目に男女の表記はありませんし、性同一性障害の人などもいらっしゃいますので、男女という表記にも違和感を覚えます。

【高田副委員長】

すごく難しい問題ですね。人権という言葉を使うと、男女平等ということの説明も上手くできると思いますが、社会の中でも家庭生活の中でも、すべてが平等ということはないのかもしれないですね。

**【事務局（田村課長）】**

この計画における男女の表現は、社会の中で女性が虐げられていた状況を改善していこうというところから始まっていますので、先ほどご説明しましたとおり第2次計画を継承して第3次計画を策定することや、男女平等の確立については第1次計画からの基本理念であることから、注釈など表現は工夫させていただきますが、考え方はこのままとさせていただきたいのですが。

**【阿部委員長】**

現状では、それが最善だと思います。

時代の変化とともに、性同一性障害についても認知されてきていますし、社会は良い方向に向かっているものと考えられますね。

その他はいかがでしょうか。

**【荒川委員】**

12 ページの第2次計画の進捗状況の「I 市役所における男性の育児休業取得者の人数」の平成27年度目標値が累計で5人となっていますが、現状は1人となっています。

このことに対して、市ではどのように取り組んできたのでしょうか。

市職員が積極的に取得していかないと、一般企業の人にとっては難しい状況にあるのではないかと思います。

**【事務局（田村課長）】**

市では特定事業主行動計画を策定し、育児休業に関して推進している状況です。

育児休業取得者に関してですが、必要としていないのか、取得したくても取得できないのかという状況までは調査をしていませんが、なかなか増えない状況です。

**【荒川委員】**

国が男女共同参画の推進と声を上げて、現実問題として末端では困難な状況が続いている訳ですから、今後、どのようになっていくのか不安を感じます。

**【阿部委員長】**

石狩市職員で自分の妻が出産する時に、「育児休業を取得できますよ。」ではなく、「取得しなくてはダメです。」としなくては進まないと思います。

例えば、育児休業明けに以前と同じ部署に戻るのを条件にするなどすれば、不安も解消されると思います。

現状で育児休業を取得されている方は、非常に勇気を持って取得しているのだらうと思います。

国は制度を作りますが、法律で罰則規定を設けるとかまではしないので、推進していかないのでしょうかね。

国は国民の日常生活の場ではありません、現場は地方自治体になりますので、実際に推進していくのに悩むのでしょうかね。

**【荒川委員】**

それが現実なのですね。

**【事務局（田村課長）】**

石狩市役所は石狩市の中で一番大きな事業所ですので、先頭に立って制度の取得をしていかなくてはいけないという認識はあります。

ただ、制度が追いついていないと言いますか、育児休業取得期間中は給与がでないということもありまして、特に専業主婦の家庭は取得しづらいということもあります。

**【阿部委員長】**

生活保障がない中では取得しづらいですね。

**【事務局（田村課長）】**

そのようなこともあり、現在は有給休暇扱いとなる配偶者出産時育児休暇や子の看護休暇などを取得するよう促しています。

**【袴田委員】**

その休暇は、それぞれ何日くらいあるのですか。

**【事務局（山本主任）】**

配偶者出産時育児休暇が5日間、子の看護休暇が子ども1人に対し5日間となっています。

**【工藤委員】**

介護業界では、そういった休暇はありません。

男性の育児休業取得も必要だと思いますが、全ての人が仕事を休んでも生活できるような社会にしていくことが大事だと思います。

**【阿部委員】**

市では育児休業や産前産後休暇の時の、職員に対する給与面の予算措置などはないのですか。

**【事務局（田村課長）】**

産前産後休暇は労働基準法で義務付けられていますので、給与面は保障されています。

育児休業期間は無給扱いですが、休業給付金が社会保険から手当てされます。

**【袴田委員】**

石狩市特定事業主行動計画の中で、子育てや介護の制度が掲載されているということですか。

**【事務局（田村課長）】**

そうです。

**【事務局（山本主任）】**

石狩市特定事業主行動計画は、市のホームページに掲載されていますので、どなたでもご覧になれます。

**【袴田委員】**

実際には、どのように推進されていますか。

**【事務局（山本主任）】**

計画に掲載している制度などについて、職員へ周知を行うなどしています。

**【袴田委員】**

市役所の職員だけですか。

**【事務局（山本主任）】**

石狩市特定事業主行動計画は、石狩市職員だけを対象とした計画になります。  
一般企業には一般企業主行動計画があり、子育てや介護などの制度が掲載されています。

**【袴田委員】**

計画を策定し推進するかしないかは、企業に任せられているのですか。

**【事務局（山本主任）】**

次世代育成対策推進法では、101人以上の労働者を雇用する事業主は計画を策定しなければならないとされています。  
各事業主で計画を策定した後は、推進も図られていることと思います。

**【阿部委員長】**

国は計画を策定した段階で推進していると判断をしているのですね。  
31 ページの PDCA サイクルに関してですが、C のチェックまでは比較的できるのですが、A のアクションを行うのが難しいところです。  
この部分は推進委員会で担っていく部分となりますので、委員の皆様も意識していただければと思います。  
それでは、ご意見はそろそろよろしいでしょうか。

**【事務局（田村課長）】**

今回ご提示した計画案についてご承認いただいたということでよろしいでしょうか。

**【阿部委員長】**

たくさん意見は出ましたが、委員全員で確認しましたのでよろしいです。

◇その他

【阿部委員長】

最後に、今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

【事務局（山本主任）】

今後のスケジュールについてご説明します。

ただいまご承認いただいた計画案について、パブリックコメント手続を12月22日から1月22日までの1ヵ月間行います。

その後、2月中にパブリックコメントの結果について、推進委員会と行政推進会議にお伝えしまして3月に計画策定完了ということで考えております。

◇閉会

【阿部委員長】

長時間にわたってのご議論、ありがとうございました。

みなさまのご協力の下、無事終了することができました。

以上をもちまして、第2回石狩市男女共同参画推進委員会を閉会いたします。

平成27年11月26日議事録確定

石狩市男女共同参画推進委員会

委員長 阿部 包